

令和8年度 京都市立九条塔南小学校「学校いじめ防止基本方針」

I 「学校いじめ防止基本方針」の策定

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

本校では、児童の実態の把握に努め、児童の実態からスタートする生徒指導を行い、「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを教職員が一致団結して推進する。

本方針は、児童の尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめの防止対策推進法の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

<参考>いじめ防止対策推進法（以下、点線内は関係する同法の条文）

（目的）

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（基本理念）

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（学校いじめ防止基本方針）

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

2 いじめ対策委員会の設置

(1) 委員会名 九条塔南小学校いじめ対策委員会

(2) 構成員（職名又は校務分掌）

学校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭・教育相談主任・各学年（育成・1～6年）1名・
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー
（年度当初に始業式やホームページを通して児童、保護者へ周知）

(3) 開催時期

定例委員会は、月1回の「子ども見守り委員会」の時に同時開催。
（緊急対応の場合は、この限りではない。）

(4) 委員会として取り組む内容

- ・ 基本方針に基づく取組や行動計画の確認等
- ・ 未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討
- ・ 各学年の児童に関わる情報交換と課題の共有
- ・ いじめに関わる情報の共有、当該学級担任及び学年に対する支援や指導・保護者との連携対応の確認
- ・ 重大事態に対する判断と対応
- ・ 関係機関、専門機関との連携対応
（会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載）

<参考>いじめ防止対策推進法（以下、点線内は関係する同法の条文）

（学校及び学校の教職員の責務）

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第十八条（略）

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上）

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア 学習環境の整備

- ・ 各クラスで心が温まる言葉や行動について取り上げる学年に応じた常時活動に取り組み、「あったかことば」や「あったか行動」が児童及び教職員の中で、日々の行動化を目指していく。
- ・ あいさつや返事を大切にする指導を行う。友達を呼ぶときは「〇〇さん」とさん付けて呼ぶ。
- ・ 毎月月末に「なかまの日」を設定し、様々な人権について学習する。学習後の児童の感想をあったか放送で全校児童に伝えるようにする。

イ 授業改善＝「学力実態の改善」が本校に求められる最も重要な課題

- ・ 教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく授業計画を作成し、全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
- ・ 1時間ごとの授業のめあて・目標を明確化し、まとめ・振り返りの徹底を行う。

- ・ 知識・技能を活用する学習活動を充実させる。
- ・ 目標・ねらいを達成するための言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。
- ・ 授業研究を中心としながら、「生徒指導の実践上の4つの視点」を生かした授業づくりを進める。
「学習指導の充実」と「生徒指導」の連動を図る。
- ・ 学習規律（「学習の約束」＜低学年版・高学年版＞）の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・ 全教育活動を通して「自己指導能力」の育成を図っていく。

ウ 道徳教育・人権教育の充実

- ・ 毎月月末に「なかまの日」を設定し、様々な人権について学習する機会を充実させていく。
- ・ あいさつや返事を大切にする指導を行う。学習の際には「〇〇さん」とさん付けで呼ぶ。
- ・ 児童の実態から設定した「節度、節制」「親切、思いやり」を重点項目にし、指導を手厚く行う。
- ・ 朝会で、年間を通した視点を設けて講話するとともに、児童の行動化へとつなげる。
- ・ 「5つの『あ』（あいさつ・あんぜん・あとしまつ・ありがとう・あったかく）」の指導を全教職員で意識しながら、教育活動を推進する。
- ・ 人権集会で学校長の講話を聞くことで人権感覚を養う。
- ・ 毎週の道徳の学習を大切にし、お互いの生き方や価値観の違いを認め合い、相手を尊重する気持ちを培う。
- ・ 人権月間にめあてに沿って行動できたかを毎日振り返ることで、自己の人権感覚を振り返る。
- ・ 道徳の「振り返りプリント」の中に、現在の自分を振り返る項目を入れることで、児童の様子の把握に努める。
- ・ 教職員が率先して、児童の言語環境の改善・充実を図る。
- ・ 「いじめは絶対に許されない」ことや、「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた人権学習、道徳の学習の実施。
- ・ 道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・ 道徳の時間の授業研究会を行い、指導力の向上を図る。
- ・ 休日参観（6月13日 土曜日）で、全校の取組として、いじめは絶対に許されないことや命の大切さを題材とした「道徳」を実施し、保護者に理解や協力を求める。
- ・ 警察のスクールサポーターによる非行防止教室の実施。

エ 児童が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・ 各委員会が「自分たちの学校をよりよくする」ために、主体的に取組を考え、活動する体験を積み重ねることで、自己有用感を育成する
- ・ 児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- ・ 心が温まる「あったかことば」を全校で掲げ、児童及び教職員の中でその浸透と日々の行動化を目指していく。
- ・ 12月の人権週間の際、学校長による人権に関わる話を聞いた後、全員が感想文を書く。

オ 児童生徒同士の絆づくり

- ・ 宿泊を伴う学習（5年花背山の家野外活動、6年修学旅行）や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。さらに、協力して活動し、最後までやりきる体験を通して自己有用感を育成する。
- ・ 学校行事（運動会等）を通して人間関係づくりを行う。
- ・ 異年齢集団（スマイルグループ）での集団遊びを通して、仲間づくりのよさを感じる体験を積み重ねる。

カ 日々の児童への対応

【見逃しのない観察】

- ・ 日頃から児童一人一人に目を向け、確かな視点・方法をもとに観察を行い、常に児童理解を深める。

【手遅れのない対応】

- ・ 問題行動の些細な兆候を見逃さず、一人一人の児童が抱える課題を踏まえ、毅然とした姿勢で迅速に指導・対応を行う。（情報の共有・指導方針の共通理解・組織的対応・関係機関との連携）

【心の通った指導】

- ・ あらゆる指導場面において、心の通った指導を行い、児童の心からの内省を促すと共に、児童自身の行動改善につながる意欲を育てるための指導を心がける。

キ 九条中学校区小小・小中連携

- ・ 6年生が九条中学校で一緒にいる九条弘道小学校の6年生と交流を深める。
- ・ 6年生が中学校の授業や部活動を体験し、中学校生活への不安を軽減し、期待を高める。
- ・ 小小・小中相互の授業参観や授業研究会への参画を通して、授業改善・指導力の向上を図る。
- ・ 小中の合同研修会を開催し、児童・生徒の課題や目標を共有し、学力向上、自己有用感の育成に向けた取組の充実を図る。

ク 保護者へのはたらきかけ

- ・ 「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「九条塔南小学校いじめ防止基本方針」の内容を周知し、いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・ 学級懇談会や家庭教育学級（就学前子育て学級を含む）の機会を生かして、学校と家庭が児童の学力や心の問題について課題を共有し、改善に向けた協力体制を築く。
- ・ 家庭学習の充実・習慣化に向けたはたらきかけを行う。
- ・ 道徳や人権学習の授業参観・学級懇談会への参加の呼びかけを、PTAの協力のもと進める。

ケ その他

- ・ 学校評価アンケートを定期的に行い、結果を分析し、成果と課題を周知するとともに、PDCAサイクルでの見直しを行う。
- ・ 「いじめに関するアンケート」の実施
- ・ 「クラスマネジメントシート」の実施

<参考>いじめ防止対策推進法（以下、点線内は関係する同法の条文）

（学校におけるいじめの防止）

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

ア 情報の集約と情報の共有

- ・ 学級担任は、児童の些細な変化も敏感に感じ取るように努める。
- ・ 教職員は、児童とのかかわりの中で感じたり見聞きしたりした気にかかる情報を学級担任に報告する。
- ・ 学級担任は、気付いた情報や報告を受けた情報は、確実に学年で共有する。
- ・ 学年主任は、速やかに管理職・生徒指導主任に報告し、情報を共有する。
- ・ 生徒指導主任は、常に管理職と連携し、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、些細なことや疑いも含め、「いじめ対策委員会」で情報を共有する。

- ・ 「いじめ対策委員会」で共有された情報は、各学年の担当者を通して全教職員で共有する。
- ・ 重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

イ 児童に対する定期的な調査

(ア) アンケートの実施

- ・ いじめ記名アンケートを５・１１月に実施。また、４～６年生については、６・１０月にクラスマネジメントシートを活用する。
- ・ 学校評価の児童によるアンケート（記名式）において、「いじめ」の項目を入れ、実態の把握に努める。（７・１月）

(イ) 教育相談の実施

７月と１２月に、「教育相談週間」を設定し、相談活動を積極的に行う。その際、各担任は必ずアンケートの結果を把握し、児童の観察に努める。

<参考>いじめ防止対策推進法（以下、点線内は関係する同法の条文）

（いじめの早期発見のための措置）

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

２（略）

３ 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

４ 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

イ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

- ・ いじめの発見や報告（些細なことや疑いを含め）があった場合は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・ 「いじめ対策委員会」を中心に、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・ 周りの児童への関わりを把握する。
- ・ 被害児童への支援、加害児童への指導体制をとる。
- ・ 被害及び加害児童の保護者に連絡するとともに、京都市教育委員会に報告する。
- ・ 被害児童及び保護者への支援を行う。
- ・ 加害児童への指導及び保護者への助言を行う。
- ・ 周りにいた児童に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じて学級集団への指導も行い再発を防ぐ。
- ・ 事案によっては、警察・生徒指導課等の関係機関とも十分連携を図る。

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

見逃しのない観察

- ・教職員、児童、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から

等

組織（いじめ対策委員会）で情報を共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

【いじめ対策委員会で共有】

- ・まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聞き取り、指導、支援体制を検討する。

【事実確認】

- ・複数教職員で対応し、いじめの認知を表面的、形式的に行わず、組織的に判断する。
- ・いじめを受けた児童といじめを行った児童を個別で聞き取る。
- ・何があったのか、丁寧に事実確認する。
- ・聞き取った内容は、時系列で事実経過を確認、整理して、記録をする。

管理職のリーダーシップのもと、学校としての対応方針を決定する。

【認識の共有化・行動の一元化】

心の通った指導

【児童への指導・支援】

- ・いじめを受けた児童は「絶対に守る」「必ず解決する」といった学校の姿勢を示す。
- ・登下校、休み時間、清掃活動等、隙間の時間をつくらず、被害児童を複数体制で見守るとともに、必要に応じて SC や SSW、関係機関との連携を図る。また、保護者と緊密に連絡を取り、被害児童の様子をしっかりと把握、共有する。
- ・いじめを行った児童に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、**再発防止**に向けた指導を行う。
- ・周囲の児童に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡、家庭との連携】

- ・担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童（行った児童、受けた児童ともに）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告や連携】

- ・重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対応する。

【謝罪の場の設定】

- ・いじめを受けた児童、保護者の意向を十分尊重し、関係児童、保護者が一堂に会し、謝罪をする場を設ける。

※事案内容によってこの限りではない

【関係機関との連携】

- ・必要に応じて警察や児童相談所と連携して対応する。

「いじめの解消」まで、継続的な指導や支援の実施

- ・少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ① いじめに係る行為が短くとも3か月間止んでいること（救済）
 - ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
- ※ 面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

ウ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・ 携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童への指導、地域や保護者への啓発に努める。
- ・ 「非行防止教室」や「ケータイ安全教室」での内容を他学年の児童にも周知する。
- ・ ネットに関わる問題行動等の事例を伴う校内研修を行い、いじめとの関わりや対応策についての理解を深める。

エ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・ いじめに係る行為が止んでいること
いじめを受けた児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月間継続していること。教職員はこの期間が経過するまでは、いじめを受けた児童やいじめを行った児童の様子を含め状況を注視し、いじめ対策委員会でその状況を共有する。
ただし、いじめ被害の重大性等から教育委員会やいじめ対策委員会が、さらに長期の期間が必要であると判断した場合は、中止する期間の3か月を超え設定するものとする
- ・ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(4) 教職員の資質能力向上の取組（校内研修）

ア 内容

「児童の自己有用感を育てるために」「見守っていききたい児童について（共通理解、変容・経過報告）」
「九条塔南小学校いじめ防止基本方針について」「教職員のいじめに対する意識向上」「生徒指導の三機能について」「クラスマネジメントシートの活用に関する研修」「事例を基にした実践研修」「アンケート結果を基にした研修」等。

イ 実施時期

毎月行う生徒指導研修会時に実施する。

<参考>いじめ防止対策推進法（以下、点線内は関係する同法の条文）

（いじめに対する措置）

- 第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。
- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

4 保護者・地域、関係機関との連携

- ・ 九条塔南小学校PTAとの連携のもと、いじめ問題や「九条塔南小学校いじめ防止基本方針」に対する理解を深めてもらえるようHP（学校ホームページ）等を活用し、発信を行う。
- ・ いじめの事案によっては、南警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ・ 日頃からスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び南警察署スクールサポーターとの連携を密にしておく。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発覚したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態として取り扱う案件は、（①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。）が主なものであるが、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったときも、重大事態の疑いのあるものとして対応する。本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、（事実関係を明確にするための調査。必要に応じた適切な保護者への情報提供。京都市教育委員会への調査結果の報告。調査結果を踏まえた適切な措置。同種の事態発生の防止に向けた取組の推進 等）を速やかに行う。

また、京都市教育委員会が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

<参考>いじめ防止対策推進法（以下、点線内は関係する同法の条文）

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

（公立の学校に係る対処）

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 （略）

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

6 年間計画（※年間予定のため、予定を変更する場合があります。）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。（以下「異年齢集団」を「スマイルグループ」と称する。）

月	各種会議や校内研修等	「未然防止」「早期発見・積極的認知」に向けた取組	保護者への働きかけ 関係機関との連携
4	・「生徒指導基本方針」「令和8年度 京都市立九条塔南小学校 学校いじめ防止基本方針」の提案及び共通理解 →校内体制や組織的対応の共有 →校内研修及び年間の取組の共有 ・子ども見守り委員会 兼 いじめ対策委員会の実施	・「5つの『あ』」の指導開始 ・「あったかことば」の取組開始 ・いじめ未然防止の取組の共有 ・「問題行動メモ」や「児童生徒・教育支援シート」の作成と情報共有の開始 ・1年生を迎える会の実施 ・始業式にて、いじめ対策委員会の紹介	・学級懇談会にて保護者への説明
5	・「いじめに関する記名アンケート」の実施に向けての確認 ・校内生徒指導研修会の実施（見守りたい児童の課題と共通理解） ・子ども見守り委員会 兼 いじめ対策委員会の実施	・非行防止教室実施 ・スマイルグループ結団式 ・「第1回いじめに関するアンケート」の実施	・家庭訪問にて保護者と情報を共有 ・ホームページを通して、いじめ対策委員会の周知
6	・「クラスマネジメントシート」の実施に向けて ・子ども見守り委員会 兼 いじめ対策委員会の実施 【第1回いじめに関するアンケートの結果の共有】	・「クラスマネジメントシート」の実施 ・スマイルグループ遊び ・非行防止教室実施	・休日参観【道徳の学習を公開】（引渡し訓練）
7	・年間の取組の見直し（教職員における学校評価） ・子ども見守り委員会 兼 いじめ対策委員会の実施 ・「学校評価」アンケート実施	・児童による学校評価 ・教育相談週間 ・非行防止教室実施	・保護者による学校評価 ・個人懇談会
8	・生徒指導研修会の実施 ・総合育成支援教育研修会の実施 ・子ども見守り委員会 兼 いじめ対策委員会の実施		・家庭教育学級の実施
9	・未然防止に向けた取組の確認 ・子ども見守り委員会 兼 いじめ対策委員会の実施	・スマイルグループ遊び	
10	・「クラスマネジメントシート」実施に向けて ・校内生徒指導研修会の実施（見守りたい児童の変容と共通理解）	・「クラスマネジメントシート」の実施	・自由参観

11	・各種アンケート及び教育相談の結果の共有 ・子ども見守り委員会 兼 いじめ対策委員会の実施	・「第2回いじめに関するアンケート」の実施 ・スマイルグループ遊び	
12	・子ども見守り委員会 兼 いじめ対策委員会の実施 【第2回いじめに関するアンケートの結果の共有】 ・「学校評価」アンケート実施	・人権朝会 ・6年生：中学校体験（九条中学校） ・教育相談週間	・個人懇談会
1	・年間の取組の見直し（教職員における学校評価） ・子ども見守り委員会 兼 いじめ対策委員会の実施	・児童による学校評価	・保護者による学校評価
2	・各種アンケートの結果の共有 ・子ども見守り委員会 兼 いじめ対策委員会の実施	・スマイルグループ遊び	・新1年生半日入学及び保護者説明会 ・授業参観、懇談会
3	・校内生徒指導研修会（見守りたい児童の変容と共通理解） ・「いじめ防止基本方針」の見直しと修正（PDCAサイクル） ・次年度に向けて	・6年生を送る会の実施 ・卒業証書授与式	

※ 校内授業研究・同和問題指導等において、全ての教職員が1人1回は研究授業を公開するよう努める。

※ 小中で課題・目標・取組の共有を図るため、会合を適宜開催する。